

教育は今

No.1

市民の皆さんに、教育の現状と課題について、9回シリーズで「教育は今」を発信します。

学校はこう変わる！

～ 教育基本法・教育三法の改正 ～

21世紀を切り拓く^{ひら}く人材の育成に向けた教育改革が求められています。その改革のよりどころとなる「新教育基本法」が平成18年12月22日施行されました。「新教育基本法」には、次のような新たな事柄が明示されました。

「教育の目標」と

学校の教育目標の見直し
現在の社会の変化に対応した課題を踏まえて、

豊かな情操と道徳、心
勤労を重んずる態度
男女平等や公共の精神
生命尊重と環境保全
「規範意識」の醸成
伝統と文化の尊重

我が国と郷土を愛する心
などが織り込まれています。

これらを踏まえた学校の教育目標の設定、指導内容の選択や重点化が行われます。

「家庭教育」と

学校と家庭の関係
新しく家庭教育の役割と責任が示されました。

保護者は子の教育について
第一義的な責任を有する

生活のために必要な習慣を
身に付けさせる
自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る

学校は、関係機関と連携し、
家庭教育の回復に援助する姿勢が求められます。

学校運営評価・学校運営
情報提供の義務と学校改善
学校の教育活動や学校運営の

状況について評価を行い、その結果を学校改善に反映させるために義務付けられました。保護者や地域住民の理解を深め協力・連携ができるよう教育活動や学校運営の状況に関する情報を積極的に提供・公表することも明記されました。

この法によって、保護者会の運営、PTAなどとの関わり、教育活動への学校外協力者の参加・参加などに学校独自の取り組みが求められます。

「学校運営協議会」の設置と学校運営

保護者や地域住民が「権限」と「責任」をもって学校運営に参画する仕組み（学校運営協議会の設置）です。条件が整えば、教育委員会が指定し、学校運営協議会が設置され、新しいスタイルの公立学校が誕生することになります。

教員免許更新の義務化

終身有効であった免許状に10年間の有効期間ができ、更新が義務付けられました。更新講習を終了した人へのみ有効期間の延長が認められます。教員の資質向上、教員に対する信頼を確立するものです。

特色ある 学校づくり



市内小中学校の「特色ある活動」風景をご紹介します。
今回は、上島田小学校と塩田小学校です。お楽しみに！

浅江小学校

児童数679人



「ニジガハマギクの群生地復活」に取り組んでいます

岩田小学校

児童数190人



大和地域青少年健全育成推進大会では「全校合唱」を披露しました